

# 名家連ニュース

令和3年4月23日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.801号

## 障害保健福祉関係主管課長会議資料 ②

### 成年後見制度利用促進基本計画について

#### < 計画のポイント >

※計画対象期間：概ね5年を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代 ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり⇒ ①制度の広報 ②制度利用の相談 ③制度利用促進(マッチング) ④後見人支援等の機能を整備⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

### 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について



自立生活援助及び地域相談支援の整備の推進自立生活援助については、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対して、定期的な訪問や随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応等を通じて日常生活上の課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスであり、障害者の地域移行・地域生活の支援を推進する観点からサービス提供体制の整備が課題となっている。

都道府県並びに市町村におかれては自立生活援助事業者や地域相談支援事業者に対して、居住支援法人制度や居住支援協議会の周知や連携の働きかけ等、必要な支援をお願いする。

### グループホームについて

また、日中サービス支援型グループホームの基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直すこととしたところである。都道府県並びに市町村におかれては、重度な障害があっても身近な地域で暮らすことができるよう、地域のニーズを踏まえたグループホームのサービス提供体制の整備についてお願いする。



### グループホームの夜間支援等体制加算の見直し

利用者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や労働者が適切に休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設することとしている。都道府県並びに市町村におかれては、事業者からの届出内容の確認や支給決定等の事務処理に遺漏のないようお願いする。

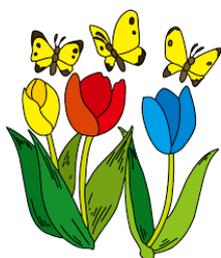
## グループホームにおけるサービスの質の確保

日中サービス支援型グループホームについては、基準省令第 213 条の 10 オ及び解釈通知第十五の4(3)④において、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、協議会等(都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議)に対し、定期的に(少なくとも年に1回以上)実施状況等を報告し、当該実施状況等について評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされているが、形骸化しているとの指摘がある。

また、近年、これまで障害保健福祉施策に関わりが乏しい事業者の参入が多くみられる状況がある。都道府県並びに市町村におかれては、上記を踏まえ、グループホームにおけるサービスの質の確保を図るための必要な助言・指導についてお願いする。

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

### < 現時点における、本構築推進事業の事業メニュー >



- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ② 普及啓発に係る事業
- ③ 精神障害者の家族支援に係る事業
- ④ 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- ⑤ ピアサポートの活用に係る事業
- ⑥ アウトリーチ支援に係る事業
- ⑦ 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
- ⑧ 構築推進サポーター事業
- ⑨ 精神医療相談に係る事業
- ⑩ 医療連携体制の構築に係る事業
- ⑪ 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
- ⑫ 入院中の精神障害者の地域生活に係る事業
- ⑬ 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
- ⑭ その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



都道府県等におかれては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めるために、本構築推進事業を積極的に活用いただきたい。

※ 成年期の発達障害者支援内容は前号紹介の URL でご参照下さい(名家連事務局/堀場)